

【登記事項証明書等の変更点】

平成22年1月12日から

	項 目	変 更 内 容
1	証明書等用紙の向きがA4判 たて型化	不動産登記の登記事項証明書及び登記事項要 約書について、用紙の向きがA4判たて型化に 変更される。
2	登記事項証明書のレイアウト の変更	登記事項証明書の用紙の向きをA4判たて型 のに変更したことに伴い、旧様式中①表題部の 「原因及びその日付」と「登記の日付」を一つ の枠にまとめると共に、②権利部の「原因」の 枠を「権利者その他の事項」に統合される。
3	登記事項証明書の欄外表示	登記事項証明書の欄外の「物件情報」、「登記 事項証明書の種類」及び「物件種別」の表示が 削除される。
4	登記事項要約書の編集内容の 変更①	複数の登記で持分を取得した名義人について、 すべての現に効力を有する持分取得登記の受付 年月日と受付番号を要約書の受付年月日・受付 番号の部分に記録される（旧様式においては、 最新の持分取得登記の受付年月日・受付番号の み記録されている。）。
5	登記事項要約書の編集内容の 変更②	所有権の回復登記がされた名義人を要約書に 編集する際、受付年月日・受付番号を下線のな い状態で要約書の受付年月日・受付番号欄に記 録される（旧様式においては、回復対象となっ た所有権登記に記載されている下線が付された 状態で受付年月日・受付番号が記録されてい る。）。